

# ソフトウェア使用許諾書

本使用許諾契約により提供されるソフトウェア製品(以下「本ソフトウェア」) に関してお客様と株式会社ディ・エム・シー(以下「DMC」)との間に締結される契約です。本ソフトウェアをダウンロードすることによってお客様は本契約に同意し、契約が成立したものとします。事前に本契約を十分にご確認、ご理解をお願い致します。本契約に同意されない場合、DMC はお客様に本ソフトウェアのダウンロード及び使用を許諾できません。

## 著作権

---

本ソフトウェアの著作権は DMC に帰属します。

## 使用权

---

お客様は、お客様が使用权を得ているコンピュータ上でのみ使用する権利を与えられます。

## お客様の義務

---

お客様は、本ソフトウェアが著作権法等によって保護される無体財産権を含む機密情報又は財産的情報を有することを認識すると共に、以下の条件を守らなければなりません。

- 本許諾条項以外により本ソフトウェアを使用、コピーする行為はできません。
- 本ソフトウェアのリバースエンジニアリング、逆コンパイルまたは逆アセンブルする行為はできません。
- 本ソフトウェアのコピーは許可しますが、第三者への再配布時には DMC の許可を得ると共に著作権を表示する必要があります。

## 保証

---

- DMC は、いかなる場合も、本ソフトウェアに起因するお客様の逸失利益、特別な事情から生じた損害、データなどに対する損害及び無体財産権に関し第三者からお客様に対してなされた損害賠償請求に基づく賠償責任などの一切の責任を負いません。
- 本ソフトウェアは、予告なしに変更されることがあります。

## 使用権の消滅

---

- お客様は、本ソフトウェア及びそのコピーの内容物全てを抹消、又は破壊することにより、いつでも本ソフトウェアの使用権を消滅させることができます。
- DMC は、お客様が本許諾内容に違反した場合、通知によりお客様の本ソフトウェアの使用権を消滅させることが出来ます。この場合、お客様は本ソフトウェア及びそのコピーの内容物全てを破棄するものとします。

## 輸出規制

---

本ソフトウェアが外国為替及び外国貿易管理法及びこれに付随する法令の規制対象品となる場合、お客様は当該法令及び規則を遵守するものとします。